【値引き400円の解説】

三重県ＬＰガス協会内補助金センター

〇伊賀市の交付金配布（ガス料金値引き）の考え方

　４００円(税抜き)　×　6か月　＝　2,400円の値引き

**（例）5月のガス料金(基本料金＋従量料金)が、３,０００円(税抜き)とすると。**

**ケース①　ガス料金(税抜き)より、400円を値引きする場合**

　　　　　（3,000円　－　**４００**円）　×　1.1(消費税)　＝　**2,860円**(税込み)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※消費者様への請求金額

**ケース②　システム上、ガス料金が最初から税込みで計算される場合**

　　　　　3,000円(税抜き)　×　1.1(消費税)　＝　3,300円(税込み)

　　　　　　値引きする前段階、上記の金額でシステム上　算出される。

　　　　　400円を値引きすると、

　　　　　3,300円(税込み)　－　400円(内税、税込み)　＝　**2,900円**

**※この場合、ケース①の請求額と比較すると、2900円―2860円＝40円の差額が発生する。**

　　　　　**消費者の方は、40円分値引かれて無い事になります。**

　　　　　**ケース①の請求額に合わせるには、440円の値引きが必要となります。**

**3,300円(税込み)　―**　**440円(税込み)**＝　**2,860円(**税込み)

**まとめ**

**ケース①、②を考慮すると、ガス事業者さまは、１世帯当たり440円／月(税込)**

**の負担が発生しますが、この交付金は、新型コロナ税特法が根拠となりますので、**

**支給される交付金(補助金)は不課税となります。**

**事業者さまは、40円の消費税を支払う必要がありません。**

**従って、実績報告書、実績一覧表、補助金精算払請求書においては、**

**４００円　×　調定メーター数　＝　補助金額(円)　となります。**

**【お詫び】**

　　**当初、説明会においては、400円(税抜き)の値引きと説明をさせて頂きました。**

**交付金事業が開始され、実績表を確認させていただいた所、内税で400円値引きされるケースが散見されます。**

**既に、内税で400円値引いて請求書を出されている事業者さまには、誠に申し訳ございませんが、次月にて値引き調整をお願い致します。**

　　　※調整の例

　　　　5月のガス料金で、内税400円値引きした場合。

　　　　6月のガス料金で、４８０円（440円＋40円）の値引き調整をお願い致します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上